

福生市障害者計画・
第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画

平成30年3月
福 生 市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....

- 1 計画策定の背景と趣旨.....
- 2 計画の位置づけ.....
- 3 計画の期間.....
- 4 計画の対象.....

第2章 障害のある人をめぐる現状と課題.....

- 1 ****.....
- 2 ****.....
- 3 ****.....
- 4 ****.....

第3章 計画の基本的考え方.....

- 1 計画の基本理念.....
- 2 計画の基本目標.....
- 3 計画の基本視点.....
- 4 計画の展開.....

第4章 基本計画.....

- 第1節 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり.....
- 第2節 子どもの健やかな発達を支援するまちづくり.....
- 第3節 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり.....
- 第4節 障害のある人の地域生活の基盤づくり.....

第5章 平成32年度の将来像.....

- 1 障害者数の推計.....
- 2 第5期障害福祉計画（国の指針）のポイント.....
- 3 平成32年度の成果目標.....

第6章 障害福祉サービスの提供見込み.....

- 1 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み.....
- 2 地域生活支援事業の提供見込み.....
- 3 障害児通所支援サービスの提供見込み.....



第7章 計画の推進.....

- 1 計画推進の体制.....
- 2 計画の進行管理.....

第8章 附属資料.....

- 資料1 ～
- 資料2 ～
- 資料3 ～
- 資料4 ～
- 資料5 ～



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害者の高齢化と障害の重度化が進むなかで、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者が望む地域生活の支援の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されるなど、障害者を取り巻く法制度は大きく変化しています。

現行の『福生市障害者計画・第 4 期障害福祉計画』の計画期間が終了となることから、障害者制度改革や障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、新たな『福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画』を策定します。また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、障害福祉計画と一体的に障害児福祉計画（第 1 期）を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- 『福生市総合計画（第 4 期）』の分野別計画として策定します。
- そのほか、『福生市地域福祉計画』、『福生市介護保険事業計画』、『福生市子ども・子育て支援事業計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- 『東京都障害者計画・東京都障害福祉計画・東京都障害児福祉計画』との整合・連携を図ります。
- 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、『福生市障害者計画』、『第 5 期福生市障害福祉計画』、『第 1 期福生市障害児福祉計画』のいずれも、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
計画	福生市障害者計画			福生市障害者計画 (第 2 次)			福生市障害者計画 (第 3 次)		
	第 4 期福生市 障害福祉計画			第 5 期福生市 障害福祉計画			第 6 期福生市 障害福祉計画		
				第 1 期福生市 障害児福祉計画			第 2 期福生市 障害児福祉計画		

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障害者の差別解消及び障害者への理解を促進するため、広く市民を対象とします。



障害のある人をめぐる現状と課題

1

整理中



第 3 章

計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

障害者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

上位計画である「福生市総合計画（第4期）後期基本計画」においては、まちづくりの目標である「安心に満ちたまちづくり」の具体的な方針として「人にやさしいノーマライゼーション社会の創出」を掲げています。

また、「第5期福生市地域福祉計画」は、その基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」とし、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としています。

これらのことを踏まえて、福生市障害者計画・第4期障害福祉計画の基本理念を「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」としており、本計画においてもこの考えを引き続き踏襲していくこととします。

【基本理念】



2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

(1) 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

障害の種別にかかわらず、障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、さまざまな生活支援策を講じます。

また、障害者の地域での見守りや災害時に支援する体制づくりを進めます。

(2) 子どもの健やかな発達を支援するまちづくり

障害児が地域の中で健やかに育ち、その能力や個性を最大限に伸ばせるよう、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努めます。

また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。

(3) 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり —

障害者が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。社会参加の最たるものとも言える就労については、働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

また、障害者への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(4) 障害のある人の地域生活の基盤づくり —————

障害者の地域生活支援体制を整えるため、「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、障害者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。

3 計画の基本視点

計画の「基本理念」や「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくにあたっての基本視点は、『第5期福生市地域福祉計画』の基本視点と密接に連動した次の4つとします。

(1) 希望に満ちた明るいひとづくり／だれにもやさしい安全なまちづくり

障害者が地域の中で安心して自立した生活を送れるよう支援し、人にやさしいまちづくりに努めます。

(2) 潤いのある豊かなくらしづくり／安心に満ちたまちづくり

保健福祉サービスに対するニーズの把握と障害者への情報提供の充実に努めるとともに、適正かつ適切な保健福祉サービスの提供と利用者保護の取組を進め、質の高い保健福祉サービスの確保に努めます。また、障害者世帯等が安心して生活できるように、良好な居住環境の確保に努めます。

(3) 元気と生きがいのあるまちづくり

健康づくり・生活習慣病等による身体障害等の予防や保健・医療体制の充実に努めるとともに、障害者も地域社会の一員として生きがいや希望を持って生活していけるような地域社会の実現を目指します。

(4) ともに助け合うまちづくり／市民と行政がともに進めるまちづくり

障害者も含めた市民相互の支え合いや地域における市民活動、ボランティア活動等を促進することにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。



第4章

基本計画

1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

【現状と課題】

福生市高齢者・障害者生活実態調査（以下、生活実態調査という。）の結果によると、「あなたや介助者が、生活上の悩みや困ったことを相談するのは誰ですか」という設問では、「家族、親族」が5割半ばと最も高くなっていますが、「相談する人がいない」は約5%となっています。

また、「市役所や保健所などであなたがほしい情報は何か」という設問では、「福祉サービス（制度）がわかる資料」が最も高く、次いで「最新の医療情報」「医療機関を見つけることができる資料」となっています。

「今後、市に何を期待しますか」という設問では、「障害福祉に関する情報提供」「相談支援体制の充実」が約2割となっています。

今後は、様々な相談ニーズに対応すべく相談窓口の拡充、相談サービスに関する情報提供等相談支援体制を充実していくことが必要です。また、障害の程度や状況によって、求める支援が異なるため、そのニーズを的確に把握し、適切な支援につなげる相談員のスキルの向上も図っていくことが必要です。

【施策の方向】

障害者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関などとの連携強化による相談窓口の整備や障害者が相談しやすい体制の充実を図ります。また、障害者が様々な情報を入手できるように、障害の特性に応じた情報提供に努めます。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①継続的な相談支援体制の充実	担当部署が連携し、障害の有無に関わらず、発達の段階に応じて、特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで切れ目のない継続的な相談支援体制を充実します。	子ども育成課 子ども家庭支援課 社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課 健康課 教育支援課
②相談支援事業の推進	在宅の障害者及びその家族等の地域での生活を支援するため、「福生市障害者自立支援センターすてっぷ」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
③身体、知的障害者相談員の周知と利用促進	身近な地域における相談員である身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談支援活動の充実を図るとともに、周知と障害者やその家族等による利用の促進に努めます。	障害福祉課
④精神障害者相談支援事業の充実	「精神障害者地域活動支援センター ハッピーウイング」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
⑤高次脳機能障害者相談支援の充実	作業療法士等の有資格者による「高次脳機能障害者支援員」を配置し、高次脳機能障害者、その家族等への相談支援の充実を図ります。	障害福祉課
⑥基幹相談支援センターの充実	「基幹相談支援センター」の充実を図ります。	障害福祉課
⑦障害に配慮した情報提供の充実	点字版やSPコード付きのパンフレットの作成、声の広報の発行など、障害の特性に配慮した情報提供の充実を図ります。	全庁
⑧障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	広報、ホームページ、ガイドブック、情報メールを活用し、障害者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実を図ります。	障害福祉課

(2) 権利擁護体制の確立

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知状況は、前回同様1割半ばと低くなっています。また、名称を知っている人の利用意向は、「今は必要ないが、将来的に利用したい」が5割となっています。

市が行う催しや行事、障害者福祉や保健に関することを知る手段は、「市の広報紙やホームページ」が6割半ばと最も高く、前回調査に比べ5ポイント増加しています。

権利擁護を推進していくために、障害者の権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向】

判断能力が不十分な障害者に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を保護支援するために、成年後見制度の利用促進を図ります。また、障害者の権利擁護を進める中で、市民や関係機関への虐待防止に関する制度の周知啓発に取り組むとともに、速やか障害者虐待に対応できる体制強化に努めます。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①福祉サービス総合支援事業の推進	福祉センター内「成年後見センター福生」で成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）など総合的な福祉サービス支援、権利擁護の事業を実施し、推進します。	社会福祉課
②成年後見制度支援事業の周知・促進	「成年後見制度支援事業」の周知と利用促進を図り、認知症の高齢者や障害者への支援を図ります。一定の要件に該当する人について、「成年後見制度利用支援事業」を促進します。また、法人後見のしくみの導入、実施等につき研究、検討を行うとともに、社会貢献型後見人の育成も図ります。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課
③障害者虐待防止センターの充実	「福生市障害者虐待防止センター」の機能を充実し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めていきます。	障害福祉課
④自立支援協議会の活用とネットワークの構築	既存のしくみを活用し、行政、相談支援事業者、地域自立支援協議会の連携をより緊密にして、虐待防止等に取り組む体制を構築していきます。	障害福祉課
⑤障害児の虐待の防止等	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、特に就学する障害児や保育所等に通う障害児への虐待防止対応を図ります。	子ども育成課 子ども家庭支援課 障害福祉課 教育支援課

(3) 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、障害者（児）福祉サービスの利用状況については、生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスの利用が多くなっています。市内に増やしてほしい事業所については、生活介護、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）の希望が多くなっています。

現在利用しているサービスについて、「十分である」「少ない」が1割、「利用していない」が3割半ばとなっています。

市に期待することについては、「通所施設の充実」「入所施設の整備・充実」「グループホームの整備」「サービス提供事業者の育成」が約1割となっています。

個々の障害者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

【施策の方向】

障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活を維持していくため、障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた支援の充実を図ります。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①訪問系サービスの充実	身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障害者がそれらを受けられるよう、居宅介護事業者の参入の促進に努め、ホームヘルプなど「訪問系サービス」の充実を図ります。	障害福祉課
②重度身体障害児入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	障害福祉課
③重度身体障害者（児）訪問入浴サービスの提供	自宅の浴室等で入浴することが困難なおおむね6歳から65歳未満の在宅の重度身体障害者・障害児の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	障害福祉課
④身体障害者補装具の交付（修理）	身体障害者の職業や日常生活の機能を向上させて地域での自立生活を容易にするため、補装具を交付（修理）するとともに、制度の周知を図り利用の促進に努めます。	障害福祉課

施策・事業	内容	所管課等
⑤重度心身障害者（児）おむつ等の助成	常時臥床の状態またはそれに準ずる状態の心身障害者（児）におむつ等を助成します。	障害福祉課
⑥短期入所サービスの充実	在宅の心身障害者（児）が、保護者または家族の疾病等の理由により家庭において介護を受けることが困難になった場合に、施設等を一時的に利用するサービスの充実を図ります。	障害福祉課
⑦サービス等利用計画の作成	障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用するすべての障害者のために指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適切なサービス等利用計画を作成することができるよう、提供体制の整備を進め、ケアマネジメントの充実を図ります。	障害福祉課

(4) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障害者を取り巻く状況や社会が変化する中、障害の種類や障害者のニーズの多様化にともなった、わかりやすい、多様な情報発信が求められています。

近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者等の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要となっています。

【施策の方向】

手話通訳奉仕員の養成確保、ICT の活用などを図り、コミュニケーションに支障がある障害者の意思疎通支援の充実を図ります。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①手話通訳奉仕員の派遣	聴覚及び言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話通訳奉仕員を派遣します。	障害福祉課
②奉仕員の養成	手話通訳奉仕員の養成研修を充実し、技術のレベルアップに努めます。また、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成の情報提供等の支援を行います。	障害福祉課
③中等度難聴児発達支援事業	両耳の聴力レベルが 30 d B 以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	障害福祉課

(5) 経済的支援の実施

【現状と課題】

障害者が地域で安心して生活していくために、経済的に安定していることは不可欠の要素です。生活実態調査においても、経済的支援に関する意見があげられています。

生活安定への支援の観点から、引き続き障害者への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していく必要があります。

【施策の方向】

障害者やその家族の経済的な不安や負担の軽減を図るため、各種の経済的支援を行います。また、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、各種制度の周知を図ります。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①心身障害者福祉手当の支給	心身障害者が受給できるよう情報提供に努め、適正に手当を支給します。	障害福祉課
②特別障害者手当の支給	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
③障害児福祉手当の支給	20歳未満で、精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に、手当を支給します。	障害福祉課
④重度心身障害者手当の支給	心身に特に重度の障害があるため常時複雑な介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑤特殊疾病患者福祉手当の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、その経過が慢性にわたるなど特殊な疾病に罹患している人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑥特別児童扶養手当の申請受付	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を監護または養育している人の申請を受け付けます。	子ども育成課
⑦児童育成手当(障害手当)の支給	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を扶養している人に、手当を支給します。	子ども育成課
⑧公的扶助、年金、手当の周知	制度についての周知に努め、対象となるすべての人が年金や各種手当等を受給できるように図ります。	障害福祉課 社会福祉課 子ども育成課 保険年金課
⑨消費者相談室の実施	市役所での消費生活相談員による「消費者相談室」を継続し、障害者も含めた市民の消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。	シティセールス推進課

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、市に期待することについては、「障害者に配慮したまちづくり」が2割半ば、「非常時における緊急通報システムの充実」が2割弱となっています。

災害発生時に健康上困ることがある人が4割となっています。災害発生時の自力での避難については、「介助や手助けがないと困難だと思う」が約4割となっています。

災害発生に伴う避難時に、身近に手助けしてくれる人については、「いない」が1割半ばとなっています。

日頃から障害者に対する防犯・防災知識の普及、支援体制の充実等、地域における防犯・防災対策を推進することが必要です。

【施策の方向】

災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録促進や地域住民の協力による支援体制づくりを推進します。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①緊急通報システムの充実	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者、難病患者等に専用通報機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受けて救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課
②火災安全システムの整備	緊急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者の自宅へ設置します。	障害福祉課
③防災行政無線のデジタル化	災害時における聴覚障害者への情報提供に配慮し、防災行政無線のデジタル化を推進し、文字表示による情報提供をできるようにします。	安全安心まちづくり課
④TCNによる火災等告知放送	防災行政無線で市内広報した火災情報(住所等)と同じ内容をTCNのテレビ画面上にテロップ表示し、視覚による情報を提供します。	安全安心まちづくり課
⑤災害時要援護者支援体制の整備	消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等と連携して災害時要援護者の把握に努め、支援体制を整備していきます。	安全安心まちづくり課
⑥ヘルプカード等の活用	ヘルプカードやヘルプバンドナを様々な機会に広く周知し、日常利用に加え避難先での生活に活用できる体制を整えます。	障害福祉課 安全安心まちづくり課

施策・事業	内容	所管課等
⑦救急医療情報キットの周知	救急医療に役立つ「救急医療情報キット」の周知と配布に取り組みます。	介護福祉課
⑧施設のバリアフリー化	道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	道路下水道課 施設公園課

2 子どもの健やかな発達を支援するまちづくり

(福生市障害児福祉計画)

(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援

【現状と課題】

障害児への適切な療育支援には、幼児期における障害の早期発見が重要となります。

障害や疾病の早期発見・早期療育などのために、障害特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

【施策の方向】

障害の早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けられる体制や相談体制を整備し、障害によって生ずる様々なニーズに的確に対応し、障害児やその保護者が安心して充実した生活を送ることができるよう、関連情報の提供や関係機関との連携を図りながら発達・療育支援環境の充実に努めます。

地域でも子どもの障害を早期に発見し、必要な訓練が受けられる体制整備やサービスの確保が必要です。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①乳幼児健康診査の推進	乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。	健康課
②発達支援につながる連携の推進	乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発達支援につながる連携を進めます。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課
③臨床心理士の巡回相談の充実	臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	子ども育成課 教育支援課
④児童発達支援・医療型児童発達支援の充実	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	障害福祉課
⑤教育・保育施設での障害児の受け入れ	幼稚園、認定こども園、保育園では、集団生活になじむことが可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	子ども育成課
⑥保育所等訪問支援の充実	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課

施策・事業	内容	所管課等
⑦学童クラブでの障害児の受入れ	全ての学童クラブにおいて、集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れます。	子ども育成課
⑧放課後等デイサービスの充実	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障害福祉課
⑨障害児相談事業の充実	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	子ども育成課
⑩児童館における障害児対象事業の充実	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	子ども育成課

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

【現状と課題】

障害児の支援にあたっては、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、障害児の状態を把握し、一人ひとりの個性が活かされる支援が求められます。

障害児については、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、就学前の療育支援情報の有効活用や保育、教育、その他の関係機関の連携が課題となっています。

子どもの成長・発達に合わせた一人ひとりの障害児に対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

さらに、ライフステージを通じた包括的な切れ目のない支援に向けて、関係機関との連携の仕組みを強化していくことが必要です。

【施策の方向】

母子保健から、障害福祉、医療・療育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、子どもの発達段階に応じた適切な支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①継続的・計画的な支援づくりの実現	就学前から就学へと発達支援がつながっていくための継続的・計画的な支援づくりの実現・充実に努めます。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育指導課 教育支援課 障害福祉課
②関係機関との連携の強化・充実	「東京都発達障害者支援センター」、保健所等、関係機関と連携した支援体制の強化・充実に努めます。	障害福祉課 健康課

(3) 特別支援教育、インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、「生活の中での助かった配慮や広めてほしい取組」という設問では、「学校や教育における配慮や取組」が挙げられています。

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

障害児が、障害の状況に応じた適切な教育を受けられるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。子ども達が障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう「特別支援学級指導補助員」の配置を進めます。また、専門家による巡回相談の充実により、障害特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。	教育指導課 教育支援課
②交流及び共同学習実現の配慮	障害児が、可能な限り障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、教育内容・方法の改善・充実を図ります。また、交流・共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。	教育指導課 教育支援課

3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、日常生活の中での人権を損なう扱いの経験がある人が、2割弱となっています。

生活の中での助かった配慮や広めてほしい取組については、「学校や教育における配慮や取組」「障害者等に対する理解」が挙げられています。

市に期待することについては、「障害者理解などの啓発活動」が1割となっています。

住み慣れた地域で暮らしていくために、市民との交流や障害者の社会参加を促進し、障害者への理解を深めていく必要があります。

【施策の方向】

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮に向けた啓発活動を推進するとともに、すべての人が安心して心豊かに暮らせるように、障害者理解の啓発に努めます。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①理解を深めるための啓発の推進	市の広報誌、ホームページ、情報メール、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。	障害福祉課
②学校教育における福祉教育の充実	総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障害者との交流学習などを通して、福祉教育の充実に努めます。	教育指導課 教育支援課
③社会教育における福祉教育の充実	各公民館が連携して、「心のバリアフリー」等や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。	公民館
④市役所内での障害者施設が作成した物品販売の促進	市役所内で障害者施設に物品販売を行ってもらうことにより、障害者の自立を推進します。障害者と健常者の交流の機会を増やし、障害者施設に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	障害福祉課 契約管財課
⑤当事者会・家族会の活動の支援	障害当事者・家族が相互に支え合い、地域で生活できる力を養えるよう、当事者会・家族会への情報発信と、会の活動を支援します。	障害福祉課

(2) 社会参加の促進

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、「あなたの楽しみや生きがいは何ですか」という設問では、「趣味・娯楽」が5割と最も高く、次いで「友人・仲間とのつきあい」が4割半ばとなっています。

市に期待することについては、「文化・スポーツ活動の充実」が約1割となっています。

多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害者が積極的に社会活動に参画できるように、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等への参加を働きかけていくことが必要です。

【施策の方向】

障害者が、地域において、生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、生涯学習機会の充実を図るとともに、気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進します。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①優先調達法の活用	優先調達法の活用により、障害者施設の活動の充実と、障害者の自立の促進を目指します。	全庁
②手話通訳者の派遣	議会本会議、委員会及び公民館事業に、必要に応じて手話通訳者を配置し、聴覚障害者にも活動の場を広げ、自主的な活動ができるよう支援します。	議会事務局 公民館
③図書等宅配サービスの実施	「福生市図書館資料宅配貸出事業実施要綱」で定める対象者に、図書等の宅配サービスを実施します。	図書館
④障害者青年学級の実施	義務教育終了後、集団活動を通して基礎的な生活習慣、仲間づくりを行う機会として「障害者青年学級」を実施します。	公民館
⑤障害者対象スポーツ・レクリエーション事業の実施	障害者を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業を実施します。	スポーツ推進課

(3) 外出支援施策の推進

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、買い物や趣味、遊び、散歩などのための外出状況については、「1人で外出する」が約7割、「介助者と外出する」が約2割となっています。外出時に最も多い移動方法については、「自家用車」が最も多く、次いで「徒歩」「自転車」「電車、バス」となっています。

音響付き信号機の設置希望については、約5割は設置を希望しています。

通学、通勤・通所の時の交通手段として、「電車、バス」が最も高くなっています。

今後やってみたいことについては、「旅行(個人、団体)」が最も高くなっています。

市に期待することについては、「移動手段の確保」が約2割となっています。

移動の問題は、外出の際の壁になっていることが考えられ、障害者の社会参加を促進するためにも、移動・交通対策を充実していくことが必要です。

【施策の方向】

障害者が日常生活の中で、気軽に安心して外出できるように、社会参加促進のための助成や、障害特性に応じた外出時の支援の推進など、多面的な施策の充実を図ります。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①福祉バスの利用促進	高齢者、障害者(児)、乳幼児及び妊婦の外出をサポートする福祉バスの周知と利用を促進します。	介護福祉課
②自動車運転教習費助成・自動車改造費助成の実施	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転教習の費用を助成します。また、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある人に、費用を助成します。	障害福祉課
③タクシー利用券の給付	電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害者にタクシー利用券を給付します。	障害福祉課
④自動車ガソリン費用の助成	心身障害者が日常生活の利便及び拡大を図るため利用する自動車のガソリンの費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑤同行援護の実施	重度視覚障害者(児)の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行う「同行援護」のサービスを実施します。	障害福祉課
⑥移動支援の実施	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。	障害福祉課

施策・事業	内容	所管課等
⑦行動援護の実施	行動上、著しい困難を有する障害者が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。	障害福祉課
⑧移送サービス事業の実施	移送サービスを必要とする人のため、運転ボランティアの協力を得て車いす専用車（ハンディキャブ）の運行を行います。	介護福祉課
⑨ハンディキャブの貸し出し	歩行困難な障害者、高齢者等の外出の際に、家族や知人に車いす専用車（ハンディキャブ）を貸し出します。	介護福祉課

(4) 就労の支援・促進

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、現在の就労状況については、「今後も現在の仕事を続けたい」が2割半ば、「現在働いていないが、今後働きたい」が約1割となっています。特に精神疾患患者で就業意向が約6割と高くなっています。

「働く場」を充実させるために必要なことについて、「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ（公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなど）」「社会的自立や訓練を行う施設（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）」が求められています。

「今後、市に何を期待しますか」という設問では、「就労の場の確保」が約1割となっています。

企業側の理解を深め、それぞれの障害特性に応じた働き方への配慮がされた働きやすい環境をつくるとともに、多様な働く場の確保が必要です。

【施策の方向】

障害者の雇用を促進するために、企業への障害者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障害特性に応じた就労の場の確保を図ります。また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労の場の提供を支援します。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①就労支援事業の実施	障害者の一般就労に向け、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」の就労専門職員が、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながらきめ細やかな支援を行います。	障害福祉課
②障害者就業・生活支援センターとの協働推進	障害者の自立を目指し、就職のあっせんや生活相談などを地域の支援機関と連携して実施する「障害者就業・生活支援センター」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に推進します。	障害福祉課
③障害者雇用への理解の促進	企業・事業主等の障害者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を求めています。	障害福祉課
④障害者雇用の促進	法定雇用率の達成を目指します。	職員課

4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

(1) 日中活動の場の確保

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、「活動の場」を充実させるために必要なことについて、「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設(地域活動支援センター)」が求められています。

昼間にどこにも通っていない社会人が3割、放課後や休日に自宅で過ごす学校通学者が7割以上となっています。

障害者が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などのさまざまな日中活動を十分に提供できる環境を整備することが必要です。

【施策の方向】

障害者が地域で生活しながら、自己実現をしていくために、地域での日中活動の場を確保し、生活介護や就労継続支援事業などの日中活動系サービスの充実を図ります。

また、日中一時支援事業や地域活動支援センターなど日中の居場所づくりを推進します。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①各種サービスの充実	障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や地域生活支援事業の「日中一時支援事業」、児童福祉法に基づく「児童発達支援」等の充実に努め、障害者の日中活動の場の確保を図ります。	障害福祉課
②生活介護事業・地域活動支援センター事業の推進	在宅の障害者を対象とした事業、「生活介護」・「地域活動支援センター」を活用し、障害者の地域自立生活と社会参加を支援・促進します。	障害福祉課

(2) 居住の場の確保

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、精神疾患等調査では、将来の暮らし方として、「ひとりで暮らしていきたい」が約4割と高くなっています。

地域で自分らしく暮らしていくことができるための受け皿となる住まいの確保や経済的支援の充実が必要です。

【施策の方向】

障害者が地域において自立した日常生活を送ることができるようにグループホームの運営を支援します。また、住宅の確保と住環境の整備を促進するため、住宅設備改善に関する給付事業の利用促進に努めます。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①グループホームなどへの支援	障害者の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホーム等の設置に関し、支援を図ります。また、入居する障害者への支援を行います。	障害福祉課
②重度身体障害者住宅設備改善費給付事業の実施	重度身体障害者（児）に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、地域での自立した生活を支援します。	障害福祉課

(3) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、精神疾患患者等調査では、市役所や保健所などで必要な情報については、「最新の医療情報」「医療機関を見つけることができる資料」が上位に挙がっています。

保健サービスや医療を充実させ、障害者の生活の質を高め、保健・医療サービスの提供を図ることにより、障害の予防・早期発見・早期治療に努めることが必要です。

【施策の方向】

乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、障害の早期発見と早期療育体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を支援します。医師会、歯科医師会など関係機関と連携を図り、また、地域生活の基盤となる保健・医療サービスの充実を図ります。医療やリハビリテーションの充実に努めるとともに、医療機関に関する情報提供など、障害者が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①自立支援医療（更生医療費）の給付	18歳以上の身体障害者を対象に、障害の程度を軽減し、障害を取り除いて日常生活や職業の能力を高めるために必要な医療費の本人負担分を軽減します。	障害福祉課
②自立支援医療（精神通院医療費）の給付	精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
③自立支援医療（身体障害児育成医療）の給付	18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる人に、医療費の本人負担分を助成します。	子ども育成課
④小児精神障害者入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	障害福祉課
⑤医療体制の充実	歯科診療も含めた障害者（児）及び難病患者等への急性期医療が安定的に提供できるよう、公立福生病院を含む近隣病院等の医療機関へ働きかけを行っていきます。	障害福祉課
⑥精神保健対策の推進	さまざまな機会を通して、「こころの健康」についての普及啓発を行い、問題を早期に発見し、適切な支援を受けられるよう図ります。	障害福祉課 健康課

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進

【現状と課題】

生活実態調査の結果によると、市に期待することについては、「障害者に配慮したまちづくり」が2割半ばと最も高くなっています。

障害者施設等が地域の障害者支援の拠点となり、多様な主体による支援や地域住民の理解と協力を得ながら、地域への移行に向けたさらなる支援の充実が必要です。

【施策の方向】

障害者支援施設などに入所している方または精神科病院に入院をしている方に、住居の確保や外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行い、地域生活へ移行することができるよう、地域相談支援体制を整備し、保健所や医療機関及びサービス提供事業所などとの連携強化を図ります。

また、居宅において単身で生活している障害者の相談支援体制の整備など、地域生活支援に取り組みます。

主な施策・事業

施策・事業	内容	所管課等
①自立支援協議会を中心とした障害者施設等ネットワークの構築	「福生市地域自立支援協議会」を中心として、障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等、関係機関と官民一体の有機的連携のネットワークの構築を図ります。	障害福祉課
②地域移行の支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。	障害福祉課
③地域定着の支援	居宅において単身で生活している障害者を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	障害福祉課
④福祉サービス充実のための研修参加	行動障害を有する者、精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。	障害福祉課



平成32年度の将来像

1 障害者数の推計

市の人口は減少傾向にあるものの、障害者（手帳所持者）数はおおむね増加傾向を示しています。精神障害者保健福祉手帳取得者の増加などにより、障害者数は今後も増加すると予測されます。

第5期障害福祉計画期間の障害者数の推計は、下の表のようになります。各障害の手帳所持者数は、平成32年度で合計2,730人（対総人口比4.7%）になると見込まれます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人口	58,798人	58,618人	58,486人	58,299人	58,083人	57,842人
障害者手帳所持者数	2,436人	2,454人	2,593人	2,642人	2,685人	2,730人
身体障害者手帳所持者数	1,647人	1,628人	1,719人	1,731人	1,737人	1,746人
愛の手帳所持者数	384人	407人	426人	443人	461人	478人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	405人	419人	448人	468人	487人	506人
対総人口比率	4.1%	4.2%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%

※平成27・28年度は実績値（各年度末現在）

※平成29年度以降は推計値

2 第5期障害福祉計画（国の指針）のポイント

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・区市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

また、計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児支援の提供体制の整備等

の5点について、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度における成果目標を設定することとされています。

3 成果目標

国の基本指針の内容や過去の実績・今後の増加要素等を踏まえ、本市では以下のとおり、成果目標を設定することとします。

成果目標	基本指針に定める目標	目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成32年度末における地域生活に移行する者	整理中
	平成32年度末の施設入所者数	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備	
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労に移行する者	
	就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率	
	就労定着支援事業による1年後の職場定着率	
	児童発達支援センターの設置	
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	



第 6 章 障害福祉サービスの提供見込み

1 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み

(1) 訪問系サービス

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス	3,588 時間	3,900 時間	4,212 時間
	138 人	150 人	162 人

【サービス量の確保のための方策】

訪問系サービスに関しては全体的に利用者の増加が予想されることから、事業所の参入を促進し、本市内に訪問拠点を置くよう要請していくとともに、サービス利用者への事業所情報の提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	1,888 日	1,925 日	1,962 日
	103 人	105 人	107 人

【サービス量の確保のための方策】

近隣の提供事業者との連携を強化するとともに、市内への事業者の誘致を図り、サービス見込み量を確保していきます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 （機能訓練）	14 日	14 日	14 日
	1 人	1 人	1 人
自立訓練 （生活訓練）	45 日	45 日	45 日
	4 人	4 人	4 人

【サービス量の確保のための方策】

近隣の提供事業者との広域的な連携を強化し、利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

③ 就労移行支援

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	246 日	246 日	246 日
	18 人	18 人	18 人

【サービス量の確保のための方策】

近隣の提供事業者との連携を強化し、サービス見込み量を確保していきます。

④ 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援 A 型	108 日	108 日	108 日
	6 人	6 人	6 人
就労継続支援 B 型	1,699 日	1,748 日	1,797 日
	104 人	107 人	110 人

【サービス量の確保のための方策】

A型については、利用者のニーズを見極めるとともに、近隣の提供事業者の把握に努めます。B型については、近隣の提供事業者との連携を強化し、サービス見込み量を確保します。

⑤ 療養介護

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	6 人	6 人	6 人

【サービス量の確保のための方策】

広域的な枠組みで提供事業者（医療機関）との連携を図り、利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 （ショートステイ）	199 日	192 日	184 日
	26 人	25 人	24 人

【サービス量の確保のための方策】

サービス利用者のニーズを見極め、近隣の提供事業者の情報を提供するとともに、事業者への働きかけを行い、サービスの迅速かつ円滑な利用の促進に努めます。既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所へも支援を行うことなどにより、サービス量の確保を図っていきます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助・共同生活介護

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助・ 共同生活介護	52 人	52 人	52 人

【サービス量の確保のための方策】

近隣の提供事業者との連携を強化するとともに、市内の事業者によるグループホーム等の設置への支援に努め、サービス見込みに対応した支援を図ります。

② 施設入所支援

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	37 人	37 人	37 人

【サービス量の確保のための方策】

第5期障害福祉計画における国の指針にのっとり、施設入所者数を平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の 98%以下とすることを目指し、近隣の施設との連携を強化し、入所調整を行って、サービス見込みに対応した支援を図ります。

(4) 相談支援関連

① 共同生活援助・共同生活介護

【サービス見込み量（月あたり）】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援・ 障害児相談支援		71 人	76 人	81 人
地域 相談支援	地域 移行支援	2 人	2 人	2 人
	地域 定着支援	1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保のための方策】

市内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働きかけを行うとともに、「福生市地域自立支援協議会」などを活用して事業者間の連携を促進する中で、サービス等利用計画の量的・質的確保を図ります。

2 地域生活支援事業の提供見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保のための方策】

市のイベント等において、積極的に障害者の理解を深めるためのパンフレット配布等を行うとともに、市役所内では、定期的に障害者施設で作成した物品販売と施設の活動内容のPRを行うなど、障害者（児）に対する理解促進の機会を増やします。

② 自発的活動支援事業

【事業の概要】

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障害者とその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保のための方策】

当時者会・家族会等の活動を積極的に支援します。

③ 相談支援事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
地域自立支援協議会	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所

【サービス量の確保のための方策】

創作的活動及び地域交流の場としての事業の内容を充実するとともに、障害のある人の多様なニーズに対し柔軟に対応ができるよう、事業所との連絡・調整などを行い適切な支援に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、社会貢献型後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業利用者数	1 人	1 人	1 人
成年後見制度法人後見支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【サービス量の確保のための方策】

成年後見制度利用支援事業の周知を図り、サービス見込み量を確保していきます。

また、成年後見制度法人後見支援事業については、「社会貢献型後見人」を含めた法人後見支援事業を研究・検討してサービス量の確保を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者等 派遣事業	63 人	63 人	63 人

【サービス量の確保のための方策】

手話通訳者について、市で実施する上級手話講習会などを修了した「福生市手話通訳奉仕員」を利用者へ派遣します。また、専門性の高い高度な通訳が必要な場合は、「東京手話通訳等派遣センター」に委託して利用者への派遣を行います。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員 養成研修事業	5 回	5 回	5 回
	1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保のための方策】

養成研修を毎年実施し、レベルアップを図りながら手話奉仕員の確保をしていきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	7 件	7 件	7 件
自立生活支援用具	21 件	21 件	21 件
在宅療養等支援用具	12 件	12 件	12 件
情報・意思疎通支援用具	20 件	22 件	24 件
排せつ管理支援用具	1,193 件	1,229 件	1,265 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3 件	3 件	3 件
合 計	1,256 件	1,294 件	1,332 件

【サービス量の確保のための方策】

給付品目の充実を図ります。

⑧ 移動支援事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	60 人	60 人	60 人
	900 時間	900 時間	900 時間

【サービス量の確保のための方策】

市内外の事業所により、必要サービス量を確保していきます。

⑨ 地域活動支援センター

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市内（Ⅰ・Ⅱ型）	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	60 人	60 人	60 人
市外（Ⅲ型）	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	2 人	2 人	2 人

【サービス量の確保のための方策】

基本的には市内にある地域活動支援センターの利用を促進しますが、通いやすい距離など物理的な要因や事業所の人員・事業内容等の体制の要因により近隣市町の支援センターを利用する方がいた場合、そのセンターを指定する場合があります。

(2) 任意事業

① 更生訓練費支給事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
更生訓練費支給事業	2 人	2 人	2 人

【サービス量の確保のための方策】

利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

② 日中一時支援事業

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	3 人	3 人	3 人

【サービス量の確保のための方策】

市内外の登録事業者との連携などにより、事業を推進します。

③ 声の広報・市議会だより発行事業

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
声の広報・市議会 だより発行事業	12 人	12 人	12 人

【サービス量の確保のための方策】

障害者団体、音訳ボランティアグループ等関係機関と連携し、市政情報等、迅速かつ正確な伝達に努めます。

④ 重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	3 人	3 人	3 人

【サービス量の確保のための方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 重度身体障害児入浴サービス事業

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重度身体障害児入浴サービス事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保のための方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑥ 自動車運転教習助成事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転教習助成事業	1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保のための方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑦ 自動車改造費助成事業

【サービス見込み量（年あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車改造費助成事業	1 件	1 件	1 件

【サービス量の確保のための方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

3 障害児通所支援サービスの提供見込み

(1) 障害児向けサービス

① 放課後等デイサービス

【サービスの概要】

事業名	内容
放課後等 デイサービス	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等 デイサービス	51 人	59 人	67 人

【サービス量の確保のための方策】

近隣の提供事業者との連携を強化し、サービス見込み量を確保します。

② 児童発達支援

【サービスの概要】

事業名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	9 人	10 人	11 人

【サービス量の確保のための方策】

近隣の提供事業者との連携を強化し、サービス見込み量を確保します。

③ 医療型児童発達支援

【サービスの概要】

事業名	内 容
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保のための方策】

近隣の提供事業者との連携を強化し、サービス見込み量を確保します。

④ 保育所等訪問支援

【サービスの概要】

事業名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	1 人	1 人	1 人

【サービス量の確保のための方策】

近隣の提供事業者との連携を強化し、サービス見込み量を確保します。

⑤ 障害児相談支援

【サービスの概要】

事業名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	8 人	9 人	10 人

【サービス量の確保のための方策】

計画相談を担う相談員に対して適宜研修を実施して、そのスキルを高めるとともに、相談希望を担える相談員の確保に努めます。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの概要】

事業名	内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある児童であって、児障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	人	人	人

【サービス量の確保のための方策】

※提供見込を検討



計画の推進

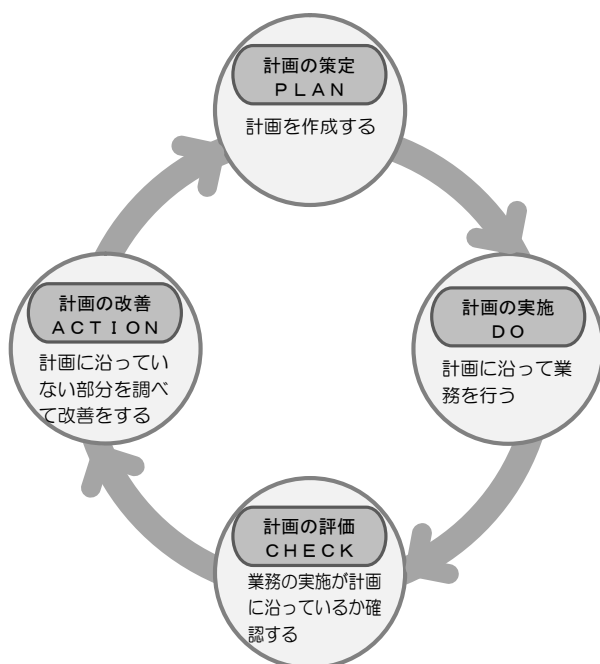
1 計画推進の体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、市民、事業者との連携・協働のもと、全力で取組を進めます。

また、「福生市地域自立支援協議会」とも連携を図り、市内の障害福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら推進します。

2 計画の進行管理

本計画の円滑・着実な実行のために、毎年「福生市地域福祉推進委員会」へ推進状況を報告して意見をいただくとともに、「福生市地域自立支援協議会」において計画全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期計画に反映して、施策等の一層の充実に努めていきます。



※ PDCAサイクル
P = PLAN
(プラン)
…具体的な施策など

D = DO
(ドゥ)
…実行

C = CHECK
(チェック)
…点検・評価

A = ACTION
(アクション)
…改善